

## 鴨川市公衆無線 LAN 利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、鴨川市（以下「市」という。）が設置する公共施設の利用者の利便性の向上を図ることを目的として、市が整備する無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 無線 LAN を利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意したものとみなす。

### (無線 LAN の提供)

第2条 無線 LAN を提供する施設、場所及び日時は、別表のとおりとする。

2 市は、イベントの実施等にあわせ、無線 LAN を提供する時間を変更し、又は無線 LAN の提供を中止することができるものとする。

### (無線 LAN の利用)

第3条 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

2 無線 LAN の利用申請は、不要とする。

3 無線 LAN を利用するための通信機器（以下「機器等」という。）は、利用者が準備するものとする。

4 無線 LAN を提供する施設（以下「提供施設」という。）の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が利用する機器等及び機器等の附属機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

5 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

6 無線 LAN を利用するための機器等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

7 無線 LAN に接続する機器等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

8 利用者は、他の利用者の迷惑とならないよう、音量等に配慮して無線 LAN を利用するものとする。

9 その他の利用方法については、提供施設の管理者の指示に従うものとする。

### (利用の停止)

第4条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

(1) 次条の禁止事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合

(3) その他利用者として不適切であると市が判断した場合

### (禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) もっぱら営利を目的とした事業を行う行為（営業、販売行為等）

(2) 市又は第三者に損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為
- (5) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送付又は提供する行為
- (7) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引等の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとする。

(運用の中止・変更)

第6条 市は、必要と認めるときは、なんらの通知を行うことなく、無線 LAN の運用を中止することができるものとする。

2 市は、利用者の承諾なしに無線 LAN の内容を変更することができるものとする。

3 市は、無線 LAN の運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、責任を負わないものとする。

(免責)

第7条 市は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等に係る完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。

2 市は、機器等の種類若しくはソフトウェア等の種類により無線 LAN を利用することができない場合があっても責任を負わないものとする。

3 市は、無線 LAN を利用したことにより生じたあらゆる損害について、責任を負わないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 市は、無線 LAN を利用したことにより他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、責任を負わないものとする。

6 市は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集及び閲覧並びに特定のウェブサイトへの接続の制限をすることができるものとする。

(この規約の変更)

第8条 市が必要と判断した場合は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

別表（第2条関係）

提供施設	提供場所	提供日時
鴨川市役所	1階ロビー	施設の開庁日時と同じ。
鴨川市役所天津小湊支所	1階ロビー	施設の開庁日時と同じ。
鴨川市中央公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市吉尾公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市江見公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
総合運動施設文化体育館	ロビー	施設の開館日時と同じ。
総合運動施設野球場	バックネット裏本部席	施設の開館日時と同じ。
鴨川市総合保健福祉会館 (ふれあいセンター)	1階ロビー	施設の開館日時と同じ。
鴨川市立図書館	開架スペース	施設の開館日時と同じ。
鴨川市大山公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市主基公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市太海公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市曾呂公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市田原公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市西条公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市東条公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市天津小湊公民館	1階	施設の開館日時と同じ。
コミュニティセンター小湊	1階	施設の開館日時と同じ。
鴨川市郷土資料館	1階ロビー	施設の開館日時と同じ。